

徳島市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市水道事業の給水区域内に残存している鉛製給水管（以下「鉛管」という。）の解消を図るため、給水装置に使用されている鉛管を取り替える工事に要する費用の一部を、予算の範囲内において助成することに関して、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 助成は、次に掲げる要件に該当する工事（以下「対象工事」という。）を行う場合に、給水装置の所有者に対して行う。

(1) 徳島市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施工する工事であること。

(2) 配水管から分岐して設けられた給水装置に使用されている鉛管を、指定された材質の給水管に取り替える工事（建築物の新築又は改築を目的とした水道局メーターから給水装置の末端までの改造工事を含む。）であること。

(3) 道路部分の残存管は、同時撤去を基本とし、公道残存給水管撤去工事仕様書の取扱いに準じて行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象とならない。

(1) 同一給水装置において、既に助成を受けているとき。

(2) 官公署及びこれに準じる公共工事等に該当するとき。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象工事1件につき、工事費の2分の1の額とする。ただし、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 道路部分に鉛管が残存し、道路掘削が必要な工事の場合 10万円

(2) 前号以外の工事の場合 2万円

2 前項の規定による助成金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象工事の施工前に、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、特別な理由により管理者が認める場合は、工事の施工後であっても申請することができる。

2 申請者は、将来的に配水管布設替工事が行われても異議の申し立てを行わないことを誓約する。

3 申請書等の必要書類の提出については、申請者から対象工事の委任を受けた指定工事業者が行う。

(交付の決定)

第5条 管理者は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、鉛製給水管取替工事助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(工事完了検査等)

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対象工事施工後、鉛製給水管取替工事完了届(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 工事写真(鉛製給水管取替工事の施工内容が確認できるもの)

(2) 請求書(様式第4号)

(3) 工事費に係る領収書の写し

(4) 公道切替に伴う戸番図調査表

(5) その他管理者が必要と認めるもの

(助成金交付)

第7条 助成金は、対象工事の完了検査終了後速やかに、交付決定者名義の預金口座に振り込む。

(助成金の返還)

第8条 管理者は、申請者が偽り、その他不正な行為により助成金の交付決定を受けたときは、助成金交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

鉛製給水管取替工事助成金交付申請書

平成 年 月 日

徳島市水道局長 殿

(申請者)

住 所

氏 名



電話番号

鉛製給水管取替工事に係る助成を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、将来的に配水管布設替工事が行われても、異議の申し立てを行わないことを誓約します。

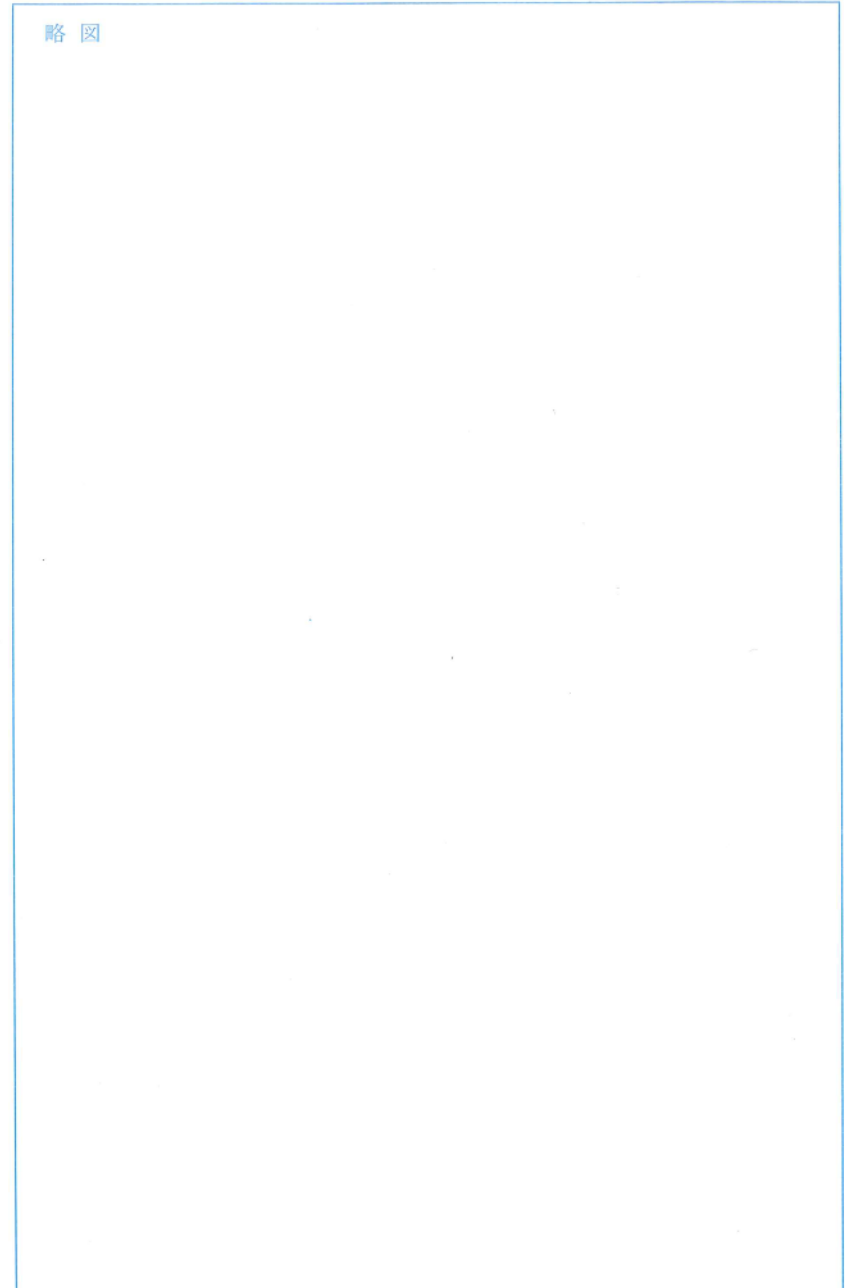
お客様番号		地図情報 (セイコー社)	P	—
給水装置 設置場所	徳島市			
工事の区分	(1) 道路部分の取替工事 (道路掘削あり) (2) その他の取替工事 ※どちらかに○をしてください。			
工事費	※見込額を記入してください。			
指定給水装置 工事事業者 (受任者)	氏名又は名称 電話番号 (— —)			
公道工事施工 工事事業者	氏名又は名称			

※ 裏面に、工事内容がわかるような略図 (工事概要) を記入してください。

※水道局使用欄

1 受付日	平成 年 月 日	※ 執行予定 残高	<input type="text"/>	千円
2 受付番号	<input type="text"/>	助成予定	<input type="text"/>	千円
3 助成可否	可・否	差引	<input type="text"/>	千円
主管課長	主管補佐	主管係長	受 付 者	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
4 通知決定日	平成 年 月 日			
5 業者連絡日	平成 年 月 日			
6 完了届受取日	平成 年 月 日			
7 口座振込日	平成 年 月 日			
※ 交付額	<input type="text"/>	千円		

略 図



助成交付 第 号
平成 年 月 日

鉛製給水管取替工事助成金交付・不交付決定通知書

住所
氏名 様

平成 年 月 日付で申請のあった鉛製給水管取替工事に係る助成について、徳島市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

徳島市水道局長 久米 好雄

お客様番号	
給水装置設置場所	徳島市
工事の区分	
指定給水装置工事事業者	
助成申請に対する可否の決定事項	<input type="checkbox"/> 交付します ただし、平成 年度中に鉛製給水管取替工事完了届（様式第3号）が提出された場合のみ助成の対象となります。
	<input type="checkbox"/> 交付できません 理由 []

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、徳島市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

鉛製給水管取替工事完了届

平成 年 月 日

徳島市水道局長 殿

(届出者)

住所

氏名

㊦

鉛製給水管取替工事が完了しましたので、徳島市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第6条の規定に基づき、完了届を提出します。

助成交付番号	平成 年度 第 号
お客様番号	
給水装置設置場所	徳島市
撤去等した鉛製給水管	撤去延長 m
工事費	※精算額を記入してください。
指定給水装置工事事業者(受任者)	氏名又は名称 電話番号 (- -)
公道工事施工工事事業者	氏名又は名称

注① 申請書に押印した印鑑と同一のものを押印してください。

② 次に掲げる書類を添えて、平成 年度中に提出してください。

- 工事写真（鉛製給水管取替工事の施工内容が確認できるもの）
- 請求書（様式第4号）
- 工事費に係る領収書の写し
- 公道切替に伴う戸番図調査表

※水道局使用欄

交付額 [] 千円

査定 ㊦

検算 ㊦

平成 年度水道事業会計

(助成金交付専用)

予 算 科 目		決 裁	平成 年 月 日		支 払 済 印
款			第 号		
項					
目					
節					
お客様番号		助成交付番号		平成 年度 第 号	
<u>請 求 書</u>				台帳記帳	検 収 印
一金					
<p>徳島市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第6条の規定に基づき、鉛製給水管取替工事の助成金として上記金額を請求します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>徳島市水道局長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>					
※振込先					
金融機関	銀行 金庫 農協				本 店 支 店 出 張 所 支 所
預金種目	普通・当座	口座番号			
口座名義人	(カタカナ)				
	(漢字)				

- 注① 申請書・完了届に押印した印鑑と同一のものを鮮明に押印してください。
- ② 首標金額は漢字(壹、貳、参、拾、百等)又は金額器を使用してください。
- ③ 振込先の口座は請求者名義の口座に限ります。